

パリ大学形成期のFacultas(一二〇〇～一二五〇)

森, 洋

<https://doi.org/10.15017/2235195>

出版情報 : 史淵. 115, pp.133-163, 1978-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

パリ大学形成期の Facultas

(一二〇〇—一二五〇)

森

洋

はじめに

中世の「大学」*universitas* に関する最近の諸研究は、Rishdall 等によって形成された古典的なイメージを次第に修正しつつあるように思われる。⁽¹⁾特に Verger のいう「自生の大学」*universités spontanéés* —— パリとボローニア⁽²⁾ —— の十二世紀後半から十三世紀初に関する状態について、我々の通念は大幅な修正を加えられざるを得ないであろう。

最近のフランスにおける、十三世紀の「大学」の一般的な見方は、これを「学校」*scholae, écoles* の連合体 *federation* とする。この「学校」とは、一人の *magister regens, maître régent* が、数人の *baccalarius, bachelier* の補佐をつけながら、所属の全学生を一貫的に指導し、「大学」に対してのみその教育の責任をもつものであった。この連合体は、十三世紀とともに、《*universitas*》としての法人格を獲得するが、状況そのものはすでに十二世紀に準備されている。Michaud-Quantin は、「十二世紀において、高等教育の中心は、Ph. Delhaye の表現を借りれば、《*écoles des maîtres agrégés*》であり、『学校』*scholae* の集合体である。これらは、一人の *maître* と、規則的にその教育をつける学生たちとによって構成された、何等法的性格をもたない集団である。これらの「学校」の一定数が、同一都

市内に集められた際に、この総体は *studium* と呼ばれるが、しかしこれは、必ずしも共同生活をもつものではなく、事実上の集合体に過ぎない⁽⁴⁾。

この立論は、引用部が明示しているように、Ph. Delhaye の論文に立脚し、後者は、十二世紀の司教座聖堂付参事会 *capitulum cathedrale*, *chapitre cathedral* (以下参事会とのみ記す) の「学校」こそが、十三世紀の「大学」の母胎であったことの論証を主眼とする。教皇から参事会に認められた *licentia docendi* 賦与権は、まず *maîtres agréés* の数を増やす。彼らは同じ場所で、「学校」を開いて *maîtres* の再生産を繰返し、ついには参事会「学校」そのものを窒息させる。そのかたわら、彼らは自己保全のために、一方では参事会に対し、他方では俗権に対して戦いをいどみ、学生とも相互に團結することによって、法人格を獲得するにいたる⁽⁵⁾。

こうして、一九四〇年代末から最近にいたる学説史は、十三世紀の大学について、我々の現行講座が、学部という中間項なしに、横一列に結びついたような教育機関像を提供する。その類故に我々は、以後 *schola* (あるいは *cathedra magistri*) を「講座」と訳したい。他方「学部」*facultas*, *facultates*, *facultés* の存在は否定されることなく、例えばパリ大学については、七自由科、神学、法学、医学の四学部を備えた大学像が提供され続けている⁽⁶⁾。ここで我々が問わねばならないのは、この「学部」という存在である。

学説史は、従来「学部」の諸性格を、「大学」のそれ程には熱心に追究していないように思われる。Stelling-Michaud は、一九六〇年にストックホルムで開催された第十一回国際歴史学会の報告で、中世大学史の問題点を二七項にわたって列挙しながら、「学部」を問題にしなかった⁽⁷⁾。古典的諸学説も、その存在を疑わなかったと同時に、定義も殆んど与えていない⁽⁸⁾。ただ *facultas* という語が、Boetius においてすでに、専門領或 *disciplina* と同義に用いられ、従って大学においては、専門領域、あるいは教育内容に依じて組織された *magistri*、又は *magistri et scholares* の、何れかと云えば便宜的な集団を意味するとするに過ぎない。ましてその法的性格は、まったく問われていない

に等しい。

我々は、パリ大学について、その形成期における「学部」を問いなおしたいと思う。パリ大学の形成期とは、パリにおける「講座」の連合体が、法人格を獲得する過程を意味するが、その時期の決定こそは、学説史が大いに争った点であり、大別して二説に分類され得るであろう。

L. Halphen は、⁽⁹⁾「大学自体が《Universitas magistrorum et scholarium Parisiensium》の名称を用いた一二二一年にすでに法人格の教皇による黙認があったとしながら、「大学」が決定的に自律的法人格として認められたのは、一二三一年の教勅《Parens scientiarum》によつてであるとする。これに対して G. Post は、⁽¹⁰⁾「大学」が、パリの参事会 of cancellarius と licentia docendi をめぐつて争つた一二二一―一二三三年から、その結果として Robert de Courçon の「規約」statut が出された一二二五年にかけて、すでに「大学」はその「組合」corporation としての法的属性のすべてを獲得していたと主張し、さらに Halphen の反論をうけた。⁽¹¹⁾

以上の外に、この団体が、訴訟代理人 procurator をローマの法廷に送つて、訴訟当事者となり得ることを認められた教勅《Quia in causis》の出た一二二〇―一二二五年を、法人格取得の時期として重視する Michaud-Quantin の説⁽¹²⁾もあるが、年代そのものに大きな変化はない。本稿においては、フィリップ・オーギュストの、学生すべてを教会裁判権の管轄下におく裁判特権文書の出た一二二〇年と、Halphen も Post もともに重視した、教皇による「大学」の印璽 sigillum 使用権の正式認可の年、二四六年とを、法人格形成の上・下限として重視したいと思う。さらに「学部」が四「学部」の存在を正式に謳つたのが、一二五四年二月四日のいわゆる『マニフェスト』であることを考慮すれば、我々は一二五〇年前後をもその視野に入れるべきであろう。

一二〇〇年から一二五〇年までの半世紀間に、「講座」の「連合体」であるパリ大学において、I、「学部」の存在は学説史が認める程に躊躇なく認められ得るであろうか、II、もしも認められ得た場合に、これもまた「大学」同様

に法人格を有するものだったであろうか。後の問は、教会法との関連において重要性を有する。何となれば、現行教会法は、*facultates* をもつて *universitates personarum* とみなし、大学と同格の法人格を認めているからである。¹³

注

- (1) 本稿は、筆者が一九七〇年に岩波講座世界歴史10「中世4「中世ヨーロッパ」世界II」に執筆した「大学」に関する項 (p.399-426) を補う、且修正するのを目的とする。「大学」の古典的なイメージについては、前掲拙稿を参照されたい。なお、現在有名な古典的な価値をめぐり研究として、P. H. DENFLE, *Die Entstehung der Universitäten des Mittelalters bis 1400*, Bd. 1, Berlin, 1885; —— H. RASHDALL, *The Universities of Europe in the Middle Ages*, 3 vols., Oxford, 1895; New Edition by F.M. POWICKE, & A. B. EMDEN, 3 vols., Oxford, 1942. が依然として重要性を保つべきものと私は思ふ。
- (2) J. VERGER, *Les Universités au Moyen Age*, Paris, 1973, p.41 sq. Verger は、*Universités nées par migration* (Cambridge, Angers, Orléans) と「universités créées」(Napoli, Toulouse, スペインの諸大学等) を対置する (p. 42-46)。
- (3) 例として J. PAUL, *Histoire intellectuelle de l'Occident médiéval*, Paris, 1973, p.288. 本書は *vulgarisation* を用いてこの《Collection U》の世にせよと云ふ、この問題に関するトロンベツキ界の通説を代表する書である。
- (4) P. MICHOD-QUANTIN, *Universitas. Expressions du mouvement communalitaire dans le Moyen-Age latin*, Paris, 1970, p. 54. [エトキ書と MICHOD-QUANTIN, *Universitas*, 上記に参照]。
- (5) Ph. DELHAYE, *L'organisation scolaire au XII^e siècle. Extrait de Traditio*, vol.V, 1947, *Analecta Medaevologica Namurcensia*, Hors Série I, Louvain-Lille, 1961, p.50-51. 著「十一世紀のヨーロッパ諸大学校の発展について」E. LESNE, *Histoire de la propriété ecclésiastique en France*, t. V. *Les Ecoles de la fin du VIII^e siècle à la fin du XII^e*, Lille, 1940, p.197 sqq. に参照す。 Cf. VERGER, *op. cit.*, p. 25 sqq.
- (6) RASHDALL, *op. cit.*, I, p.323. 彼は十三世紀初のパリ大学では、医学部が「別個に言及されたいなら」つとを指摘する。 VERGER, *op. cit.*, p. 50. 彼女は「学部は1100—1110年を分立した。」
- (7) S. STELLING-MICHAUD, L'histoire des universités au Moyen Age et à la Renaissance au cours des vingt-cinq dernières années, dans *Comité international des sciences historiques. XI^e Congrès international*, Stockholm, 1960, *Rapports*, I, p. 97-143.

(80) 由来を述べた書籍の採字を河津十郎。Du CANGE, *Glossarium mediae et infimae latinatis*, ed. 1883-1887, t. II, Graz, 1954, v^o «Facultas»: Collegium doctorum ejusdem artis in scolis medi aevi; DENIFLE-CHATTELAN, *Chartularium Universitatis Parisiensis*, 4 vols. Paris, 1889-94, réimp. Bruxelles, 1964, t.I, Introductio, p.X: . . . post formatam Universitatem singularum disciplinarum magistri, eisdem commodis ducti, in societatem constitui paulatim studuerunt, ut cuncta ad materias docendas vel ad scholares pertinentia ordinarent. . . .; VERGER, *op. cit.*, p. 49-50: Les facultés étaient surtout des subdivisions administratives du *studium*, liées à l'organisation de l'enseignement: J. PAUL, *op. cit.*, p. 288; *Facultas* désigne d'abord la matière enseignée, puis l'ordre des études. Le terme désigne ensuite l'ensemble des maîtres et des étudiants d'une même discipline. cf. RASHDALL, *op. cit.* I, p.323, n. 1, p.324, n. 2, DENIFLE, *aa.O.*, S. 70.

(81) L. HALPHEN, Les débuts de l'Université de Paris, ds. *Studia mediaevali*, n^oe série II, 1929, p. 134-139, 採字は後述の 'Gaine Post 以降の区體を以て' Les origines de l'Université de Paris, (publ. dans *Aspects de l'Université de Paris*, Paris, 1949: *A travers l'histoire du moyen age*, Paris 1950, p. 286-298.) を書く。Halphen 記は 'S. D'ISSAY, *Histoire des universités françaises et étrangères des origines à nos jours*, 3 vols., Paris, 1933-1935, t.I, p. 71-72. 書字は本書の註を以てす。

(82) G. POST, Parisian Masters as a Corporation, 1200-1266, in *Speculum*, IX (1934), p. 421-445, in *Studies in Medieval Legal Thought, Public Law and the State, 1100-1322*, Princeton, 1964, p. 27-60.

(83) 前註(82)参照。

(84) MICHAUD-QUANTIN, *Universitas*, p. 40, 54, 223, 308 sq.

(85) *Codex iuris canonici*, Can. 1376; Cf. *Dictionnaire de droit-canonique*, éd. NAZ, t. V, Paris, 1953, col. 800, art. «Facultés», t. VII, Paris, 1965, col. 1363 sqq.; art. «Universités ecclésiastiques». P. MICHAUD-QUANTIN, Le droit universitaire dans le conflit parisien de 1252-1257, ds. *Studia Gratiana*, VIII (1962), p. 598. 註「邦字は *consortium* particulier des Facultés は存在しなかつた」と判す。『学部』の邦人格を採ることは。

二二〇〇年から二二五〇年前後までに、仮に「学部」の存在が容認されるならば、「神学部」に関する情報量が圧

例的に多い。⁽¹⁴⁾ また史料上、⁽¹⁵⁾ 「学部」を意味する *facultas* という語が、複数 *facultates* をもって、四学部を明示しながら用いられたことは、一二五四年以前にはほとんどない。⁽¹⁶⁾ 「学部」を想定し得るような専門別集団を示すために多用される表現は、例えば一二四八年に見られるように、《*magistri theologie*》であり、《*magistri decretorum*》であつた。⁽¹⁷⁾ 我々が当面する時期の *facultas* は、殆んどが単数で用いられ、しかもすでに Denifle が指摘しているように、⁽¹⁸⁾ 何れの場合にも *disciplina* の意味に解し得るものである。

先ず問題となるのは、従来 *facultas* を「学部」の意味で使った最初の例とみなされて来た一二一九年二月一八日の教皇 Honorius III の教勅である。⁽¹⁹⁾ 「*magister* の座に登ることを希求するものは、*regendi licentia* を、その認定がそのものの権限に属するものから得た後は、……彼が (イ) それについて (ロ) そこから *licentia* を得たのと同じ *facultas* において、自由に *regere* し得るように。」この訳の中で、(イ) と (ロ) によって異った訳を示した部分について、「*licentia* 認定は当該 *magister regens* の権限に属していたと考えられるところから、(ロ) をより、「同じ *facultas*」を「同じ学部」と記することは不可能であり、(イ) をとって、「彼がそれについて得たのと同じ専門分野 *disciplina*」と訳さねばならない。

さらに同年五月一日付同教皇の、トロワ司教等宛の書簡は、⁽²⁰⁾ 当時のパリ司教と「*artes* の *magistri*」とが、それぞれに訴訟代理人をローマに送って争っていることにふれ、「パリでは、全 *facultas* において、教える声が沈黙している」と述べた。従来「学部」と訳されて来、そして学部の存在の立証に利用されて来たこの部分の *facultas* も、これが単数であるが故に、むしろ専門分野ととるべきではないだろうか。

これらに対して注目すべき例は、一二一八年十一月一六日付で、Honorius III がパリの神学 (三 *doctores* にあつた書簡である。⁽²¹⁾ この書簡は、*magister Matheus de Scotia* (*Mathieu d'Ecosse*) を神学 (三 *magister* に任命する。このパリの *cancellarius* に対しての斡旋方を依頼したもので、彼は「神学 *theologia* において教えるに備ひ、且 (この

「ことを」欲している。……もしも汝らが、上記 *facultas* において彼が教えるべき能力あるを見出した場合には、*cancellarius* にそれをなす許可を与えしめるように「勧めることを求めている。この *facultas* は明瞭に *theologia* と等置されている。そして史料上単数 *facultas* が *theologia* と等置され、あるいは *theologica* という形容詞を伴っている用例は極めて多い。⁽²²⁾ 同じく単数で、——時には複数で——その分野を特定しない用例も多少はある。⁽²³⁾ さらに単数または複数をもつて、能力、権限、財力等を示す場合があり、これがむしろ、この語の当時の一般的用法であつたと考えられよう。⁽²⁴⁾

但しここに多少注意を要する用例が二つある。一つは「大学」が二二二一年に、初めて *Universitas magistrorum et scholarium* の名で出した文書で、⁽²⁵⁾ 「如何なる *magister* も、我ら「大学」の何れの *facultas* に属するものであれ、パリで在職中に歿した場合には、……彼がその(聖ジャック教会堂)に葬らるべく選んだ場合、彼が神学者 *theologus* であつたならば、彼をその参事会室に *capitulum suo* 埋葬すべし。また他の *facultas* に属するならば、周廊に *in claustrum* という一節をもつ。他は二二二八年六月三日付の教皇 *Gregorius IX* の書簡で、「同上(パリの) *cancellarius* から、各 *facultates* において(教え)始めることを欲する *magistri* に与えるべき *licentia* について」という言及をもつ。前者は神学者とその他の専門別を、後者は複数の専門別を示し、何れも「学部」と読みかえ得るし、特に後者は、二二二九年の大逃散の直前にのみあらわれて、その後一二五四年までは用いられない用例として注目に値する。⁽²⁷⁾ 二二二二年五月五日付、教皇 *Gregorius IX* の書簡は、⁽²⁸⁾ 大逃散の終結とともに、アンジェやオルレアンで *licentia* を取得した *magistri artium et physicae facultatis* に、パリでも同等の効力を認めるように勧告したものであるが、⁽²⁹⁾ この *facultas* は単数であり、*disciplina* と同義ではあるが、コンテキストは、数専門・専攻の別の存在を示している。こうして、複数の「学部」らしきものの存在は、用語法からは、二二二九―三〇年の事件の前後にのみ浮かび上がるといふ、興味ある結果が得られる。そして恰度この時期にパリに集まっていた学生は、神学など

の上級課程ではなく、その準備課程である七自由学科 artes を学ぶことを望んでいた。⁽²⁹⁾

上級課程である神学等と、多くの放浪学生 (discoli) を収容する artes との間で、教会当局はその magistri の扱いを明確に区別していた。二二二三年にパリ司教は、いわゆる協約 concordamentum によって licentia 賦与につき代償をとり、あるいはこれを拒否することを cancellarius に禁止、その代りに、magistri が候補者の有資格性を立証する方法に一定の条件をもうけた。⁽³⁰⁾ すなわち、神学の場合には magister の大多数の証言 testimonium が、教会法及びローマ法 decretum et leges の場合には、その適格性を、「講義をなすものの大多数」 maior pars legentium が「真実の言葉で述べる」と dicere in verbo veritatis が、医学 physica の場合には「大多数」が「信を与えること」 dare fidem が、artes の場合には、六 magistri (うち三人は artes、三人は参事会員) 神学の magistri) の全部または大多数が、「信を身体によつて誓った上での証言」 testimonium fide corporaliter prestita が要求されたのである。このことは、神学・法学の magistri に対して、医学・七学科のそれらが、資格の上でも、処遇の上でも、截然と区別されていたこと、そしてそのヒエラルキーの頂点には、神学の magistri がおかれていたことを明示している。

法学に関しては、その後二二一九年に、教皇 Honorius III が、一般にはパリとその周辺部におけるローマ法研究の禁止令とみなされている教勅《Super speculum》⁽³¹⁾ を出した。しかしこの教勅は、二二一五年第四ラテラノ公会議における、各大司教座 metropolitana ecclesia は、一人の神学者 theologus をおいて、神学教育を行なわねばならぬとする第十一條と、⁽³²⁾ 一一六三年のトゥール公会議における、修道士が世俗の学問 saecularia studia 研究、特に leges temporales のそれに従事することを禁じた第八條の⁽³³⁾ 確認がその主文であつて、ローマ法の研究は「より完全に神学に集中せんがために」 ut plenius sacre pagine insistatur 禁止されたにすぎない。

以上から我々は二つの結論を得ることが出来る。第一にパリ教会側が考えていた教育機関は、あくまでも神学のそれであつて、仮に「学部」の存在を許すとすれば、神学のそれであつたであろうということである。このこと

は *Facultas* の史料における用例が示すのみならず、十二世紀の参事会学校の存在理由の、最も自然な展開と帰結とである。第二に教会法の *magistri* は、神学のそれと極めて近い位置を与えられていたであろうことである。このことを我々は、一二二七年に、*artes* の教育がパリ教区の何処で行なわれてもよいのに反して、「神学と教会法の *doctores* は、二つの橋の間——即ちシテ島——で教えるべきことを、宣誓の絆によってしば⁽³⁵⁾」られていることによつても確認し得るであろう。

当初教会側が描いていた「大学」像は、神学（及び教会法）を教える *magistri regentes* によつて率いられる「講座」群——そしてこれらはシテ島の、参事会の施設内に存在せねばならない——を頂点とするピラミッド構造であつたであろう。そして「大学」がこのように機能していたことは、すでに掲げた一二三一年五月五日付教皇書簡——アンジェやオルレアンで取得した *magistri artium et physicae facultatis* の *licentia* を、パリでも有効と認めるようにとの勧告——が、当時の神学の *magister Symon de Alteis* (*Simon d'Authie*) に宛てられた事実が証明する。⁽³⁶⁾

では、唯一つその存在を推定し得る *facultas theologica* は、何処からその凝集力を得たのであろうか。神学の *magistri* の数は、一二〇七年に教皇 *Innocentius III* によつて、八人に限定された。⁽³⁷⁾ このことは彼ら相互間に、均質性と結束とを強く意識させなかつたのであろうか。またこの教勅にも拘わらず、一二一九年から三二年にかけて、*Roland de Crémone*, *Jean de Saint-Gilles* の二人によつてドミニコ会の神学教授の座が、*Alexandre de Hales* によつてフランチェスコ会の座が、シテ島の外に、事実上創設された。⁽³⁸⁾ この修道会系の講座新設は、シテ島内の「神学部」の結束をさらに強め、この対立関係は一二五〇年の事件に及ぶ。

こうして我々は、十三世紀前半期のパリには、一応「神学部」の存在のみを推定し得るのであるが、これも、十二世紀型の司教座聖堂付参事会学校の延長線上にあるものと考えざるを得ないであろう。

注

- (14) これは用として Mgr P. GLOIREUX の努力の結果であり、彼はその一連の業績におおむね、ヤブに朽たせられた個々の schola, école の構成を知り手がかりを手に入れた。しかし彼の「筆者が参照し得た限りの業績を」一括して掲げる。P. GLOIREUX, *Répertoire des maîtres en théologie de Paris au XIII^e siècle*, 2 vols., Paris, 1933 (以下 GLOIREUX, M.T. の「註記」を以下 G として記す)。Id., Les années 1242-1247 à la faculté de théologie de Paris, ds. *Recherches de théologie ancienne et médiévale*, XXIX (1962), p. 234-249 (以下 GLOIREUX, Les années, の「註記」)。Id., *Aux origines de la Sorbonne. I Robert de Sorbon, l'homme - le collège - les documents*, II, *Le cartulaire*, 2 vols., Paris, 1965-1966 (以下 GLOIREUX, *La Sorbonne*, の「註記」)。Id., L'enseignement au Moyen Age. Techniques et méthodes en usage à la faculté de théologie de Paris, du XIII^e siècle, ds. *Archives d'histoire doctrinale et littéraire du Moyen Age*, 35 (1968), p. 65-186 (以下 GLOIREUX, L'enseignement, の「註記」)。Id., *La faculté des arts et ses maîtres au XIII^e siècle*, Paris, 1971. (本書の「註記」GLOIREUX, M.T. の「註記」を以下 G として記す。以下 GLOIREUX, M.A. の「註記」を magister 以下で記す。以下「註記」を以下 G として記す。)
- (15) 史料中の「大衆衆」は H. DENIFLE - E. CHATELAIN, *Chartularium Universitatis Parisiensis... ex diversis Bibliothecis Tabularisque collegit...*, t.I, 1200-1286, Paris, 1899, réimp., Bruxelles, 1964, 以下 G が「本稿」であり、C. の「註記」は、これに文書番号を加えて「ベーン」数を省略する。尚、本文中無条件に史料を引用する場合は、本集成果取のものを指す。また「ベーン」の引用は、何れも筆者が付したものを指す。
- (16) C., n° 230 (1254, Februarii, 4)... Excelsi dextera paradisum voluptatis olym plantavit Parisius venerandam *gignasium literarum*, unde sapientie fons ascendit, qui in *quatuor facultates*, videlicet *theologiam, iurisperitiam, medicinam, necnon rationalem, naturalem, moralem philosophiam* quasi in *iii^o paradysi flumina distribuitur* per *quatuor mundi climata derivatus universam terram irrigat et infundit...* の「註記」を「facultates」の「disciplinas」に置き換えて「四業」を指す。
- (17) C., n° 178. (1248, Maii 15)
- (18) C., Introduction, p. X: ... sed nullum alium quam «disciplinæ» sensum hic agnoscere possis. Denifle 以下 G の「註記」の「consortium magistrorum cujusdam disciplinae」の「撰者」を指して「C. の「註記」の「11111111」を指す。 (C., n° 246.)
- (19) C., n° 29: Scholaribus Parisiensibus, ... ut is, qui cupit ascendere cathedram magistralem, postquam regendi licentiam ab eo, ad quem ipsius collatio pertinet, fuerit assecutus, concedentis cessione vel obitu non obstante libere possit

- in ea, de qua licentiam obtinuit, regere facultate*, . . . Cf. DENIFLE, *a. a. O.*, I, S. 71; RASHDAL *op. cit.*, I, p. 324, n. 2. 聖' 彼得第一書 參照。
- (27) C., n° 31 : . . . *in omni facultate* silet Parisius vox doctorie. . .
- (28) C., n° 27 : . . . quod . . . directo filio magistro Matheo de Scotia. . . *ut in theologia docere valeat atque veliti*, . . . discretioni vestre per apostolica scripta mandamus, quatinus magistrum diligenter examineis, et si eum idoneum reperieritis *ad docendum in facultate predicta*, moneatis cancellarium memoratum, *ut id faciendi licentiam benigne concedat eidem*. . .
- Mathieu d'Écosse 1276 年 聖 GLOIREUX, *M. T.*, n° 553, 參照。
- (29) 1115 年 聖 西門 聖 約翰 「神学」 学科 について 用られた 用例 は 次の 二十 題 の 語 が あ れ る。
- C., n° 32 (1219, Novembris 16) : *in theologica facultate*; C., n° 41 (1221, Aprilis 2) : *ad docendum non solum in aliis facultatibus set etiam in theologia*; C., n° 44 (1221, Maii 4) : *in theologia facultate*; C., n° 75 (1230, Maii 10) : theologicæ facultatis studia et cuiuslibet discipline scolasticæ dogmata; C., n° 79 (1231, Aprilis 13) : Magistri vero et scolares *theologie in facultate* quam proficientur se student laudabiliter exercere. . . ; C., n° 98 (1233, Martii 7) : *in theologica facultate regenti*; C., n° 107 (1235, Novembris 28) : *in theologica facultate*; C., n° 111 (1237, Januarii 26) : qui *in theologica doceat facultate*; C., n° 156 (1246, Junii 13) : *ad facultatem theologicam desideres te transferre*; C., n° 157 (1246, Junii 19) : *in theologica facultate*; C., n° 158 (1246, Junii 26) : theologicæ facultatis; C., n° 185 (1249, Martii 26) : . . . *pro audienda theologica facultate*. . . *in eadem facultate* Parisius; C., n° 191 (1250, Maii 30) : *in theologica facultate*; C., n° 200 (1252, mense Februario) : *ne aliquis bachelarius in theologica facultate promoveatur ad cathedram*; C., n° 227 (1254, Januarii 28) : studium . . . *scolaribus apud Sanctum Bernardum in theologica facultate* studentibus; C., n° 228 (1254, Januarii 28) : *scolares Parisius apud S. Bernardum . . . in theologica facultate* studentes.
- (30) C., n° 45 (1222, Maii 31) : *in aliqua facultate*; C., n° 99 (1233, Aprilis 27) : . . . *ut in civitate cuiuslibet facultatis studia* plantarentur; C., n° 101 (1234, Aprilis 3) : *in qualibet facultate*; C., n° 219 (1253, mense Aprili, Septembris 2) : *in quacumque facultate*. 聖 彼得 第二書 聖 西門 聖 約翰 參照。 C., n° 22 (1215, Novembris 30) : *in aliis, quarum sufficere poterunt facultates, . . . in grammatica facultate*; C., n° 54 (1227, Aprilis 28) : . . . *et in fundamento artium gloriosas superedificans facultates* decora se structura munivit. . . ; C., n° 176 (1247, Decembris 21) : . . . quatinus universi et singuli terminis antiquis scientiarum et *facultatum*. . .
- (31) C., n° 14 (1212, Januarii 20) : *cum in personam, non in facultates*, vindicari requirat excessus; C., n° 20 (1215, mense

Augusto) : dum facultatem habeat requirendi : C., n°49 (1224, post April 14) : Quia michi modo nuntii facultas occurit : C., n°156 (1246, Junii 13) : auctoritate tibi apostolica concedimus facultatem : C., 161 (1246, Octobris 11) : concedimus facultatem : C., n°177 (1247) : . . . et tante edificationis sumptibus . . . non sufficiunt facultates . . .

書籍の一般的使用を知り手がかかり「ソビエ」な「ソビエ」Boetius の書や「ソビエ」十三世紀前半(1113—1140年頃)のソビエ大書はたいてい一種の半刊書「ソビエ」GLOREUX, *La Sorbonne*, I, p. 11, n. 24 新装再版「ソビエ」《*De disciplina scolarium*》を「魔法正にゆきな」(Pseudo-Boèce, *De Disciplina Scolarium, édition critique, introduction et notes*, par Olga WEIERS, Leiden-Köln, 1976) (『*Ps-Boèce* 文書論』)° *Ps-Boèce* の註釋と索引は「ソビエ」*Id.*, Introduction, p. 5 sqq. 又『*Facultas*』の再版「ソビエ」*Ps-Boèce*, Av. I, p. 93; 1, 4, p. 95; 4, 8, p. 110; 4, 16, p. 113; 4, 18, p. 114; 4, 20, p. 114; 4, 23, p. 115; 4, 25, p. 116; 4, 27, p. 117; 4, 29, p. 118; 4, 32, p. 119; 5, 5, p. 121; 5, 9, p. 122; 5, 10, p. 123; 6, 21, p. 129; 6, 29, p. 133; 6, 31, p. 133; 6, 32, p. 133; 6, 34, p. 134. 又「ソビエ」°

(82) C., n°42 (1221) : . . . pro quolibet magistro; *cujuscunque facultatis* fuerit de nostris, qui in officio regendi Parisius decesserit. . . . Si vero ibi elegerit sepulturum, *si fuerit theologus, sepelient eum in capitulo suo* ; si autem *alterius facultatis, in clauistro* . . .

(83) C., n°58 (1228, Junii 3) : . . . super danda licentia ab eodem cancellario magistris volentibus incipere *in singulis facultatibus* . . .

(27) MICHAUD-QUANTIN, *Universitas*, p. 55, n. 72. 註 BN, ms. lat. 15955, f. 126v—127r. 「ソビエ」Philippe le Chancelier の註釋「ソビエ」の1119年の事件の「ソビエ」cancelarius を「ソビエ」nations や「ソビエ」universitas が「ソビエ」の「ソビエ」多頭の怪物「ソビエ」を「ソビエ」た「ソビエ」。「ソビエ」怪物の頭は四「ソビエ」である。ソビエ」した状況から判断「ソビエ」1119年のストライキと逃散した「ソビエ」cancelarius と「ソビエ」との争点の「ソビエ」当時成立して「ソビエ」た四「ソビエ」の分歧を認めるか否かの問題があり、教会側は1130年以後も「ソビエ」併列を認めたが「ソビエ」は「ソビエ」た「ソビエ」か。

(28) C., n°89.

(29) *Ps-Boèce*, p. 100, 2, 4 : . . . multos disculos, ut meminimus, visu percepimus in civitate Iulii que Parisius dicebatur. Multos autem artes mendicare persepeimus eis pocula philosophie ministrantibus. Cf. p. 5 et 144.

(30) C., n°16 (1213, mense Augusto).

(31) C., n°32 (1219, Novembris 16). Cf. DELHAYE, *op. cit.*, p. 57-58.

(32) C., n°22 (1215, Novembris 30) : Concilium Lateranense IV, c. 11, De magistris scholasticis, ds. MANSI, *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, t. 22, col. 999. 「ソビエ」1179年の「ソビエ」各回教団教会 ecclesia cathedralis 「ソビエ」聖職者「ソビエ」scholares pauperes を養ふ「ソビエ」magister (単数)を「ソビエ」命じた第116条へ

公會議第十八条に通り得るべきなり。Concilium Lateranense III, c. 18. Ut praelati provideant magistris scholarum necessaria, ds. MANSI, *id.*, t. 22, col. 227-228. 本規定は X, 5, 5, 1. に収録される。この「magistri」は「教育」の無条件 licentia docendi の無償給仕給の内容である。この「回教座聖職付参事会学校」の「基本法」の性格を獲得した。 Cf. DELHAYE, *op. cit.*, p. 50.

(83) Concilium Turonense, c. 8. Ut religiosi saecularia studia vident, ds. MANSI, *ibid.*, t. 21, col. 1179. 同一規定は 40, 5, 11-13 年の第三回公會議第九条に觀せ。Concilium Lateranense II, c. 9. Ut monachi et regulares canonici, leges temporales et medicinam non discant, ds. MANSI, *ibid.*, col. 528.

(84) 前注(83)参照。

(85) C., n°55 (1227, Novembris 22) : . . . ut theologie decretorumque doctores ad regendum inter duos pontes astringis vinculo iuramenti. Propter quod et si doctores artium de licentia ipsorum regant in predica parrochia, theologie tamen et decretorum doctores non audent regere in eadem, unde non solum honori, sed etiam utilitati monasterii sui plurimum degatur. Cf. C., n°56 (1228, mense Maio).

(86) 前注(85) Symon de Alteis 以下の Symon de GLOCEUX, M. T., n°138; M. A., n°601. この magister は聖職者 Symon の doyen としての chanoine であり、この chanoine は、その書簡に Symon に授けらるる直接の勸告であり、この cancellarius の紹介を求めたものではない。従ってこの事実から、神学 magistri が、正にその資格に於て artes & physica の magistri と対峙する力をもつていたと結論し得る。

(87) C., n°5 (1207, Novembris 14).

(88) Roland de Crémone 以下の GLOCEUX, M. T., n°1; M. A., n°554; Jean de Saint-Gilles 以下の Symon Id., M. T., n°3; M. A., n°513, Alexandre de Hales 以下の Id., M. T., n°301; M. A., n°593. 各々の書簡の事柄は以下の Symon P. MANDONNET, De l'incorporation des Dominicains dans l'ancienne Université de Paris, 1229-1231, ds. *Revue Thomiste*, IV (1896), p. 133-170. Cf. RASHDALL, *op. cit.*, I, p. 372 sqq.

II

パリ大学の「学部」は、大学と同じような法人格をもって、自律的に機能していたであろうか。 Michaud-Quantin

は《universitas》一般の機能の有無を判断する基準として、(1) 相互宣誓 serment mutuel (2) 裁判権とこれに基づく自己規制 jurisdiction, statuts (3) 共有財産の有無 (4) 印璽 sigillum 保有権の有無 (5) 訴訟代理人の依託権 delegation des syndics ou procureurs をあげた。⁽³⁹⁾ これらのうち「大学」の成立要件として、(1)の相互宣誓については、旧拙稿で明らかにしたが、「学部」のそれは明らかではない。⁽⁴⁰⁾ (3)の共有財産についても同様に、「大学」の共有財産は認め得るが、「学部」のそれは認め難い。⁽⁴¹⁾ (5) 公訟代理人依託権に関しては、教勅《Quia in causis》の重要性にふれつつ、すでに述べたが、一二三〇年八月に、当時の大紛争をめぐる訴訟のために、大学を代表してローマに赴いたのは、当時 artes の magister であった Jean Pagus と、神学の magister Godetroid de Poitiers と、まだフランチェスコ会に入っていないが、すでに神学の magister となっていた Alexandre de Hales の三人であり、この代表権が「神学」に相当な比重があったとしても、「大学」そのものに属していたことを示している。⁽⁴²⁾

我々は残る諸点を、Verger が「大学」の法人格を問うた方法にならって、次のように問いたいと思う。

- (a) 「学部」は、自ら成員を選んでいたか(人事の問題)。
- (b) 「学部」は、自ら内部規制を行っていたか(規約の問題)。
- (c) 「学部」は、自ら内部規制のための役職者を選んでいったか。
- (d) 「学部」は、印璽を有し、且使用していたか。⁽⁴⁴⁾

(a)

パリの神学 magistri の数は、一二〇七年に教皇 Innocentius III によって、「多くの必要または益が要請しない限り」、八人に限定された。⁽⁴⁵⁾ 多くの大司教座・司教座において、常置の神学者は一人であるにも拘らず、この教勅自体、数の増加が質の低下をまねきかねないことを指摘しており、十二世紀以来のパリにおける神学の隆盛をしのばせる

ものであるが、当時の現状は如何なるものであったであろうか。

Glorieux は「一覧表を作製して、この年度の神学 magistris を正に八人数えている⁽⁴⁶⁾。しかしその中の一人が当時すでに magister になっていたか否かには疑問があり⁽⁴⁷⁾、我々は乍らに Saint-Victor の chanoine régulier であつた magister Thomas Gallus の他、何人かこの時期に magistris であり得た人物を数えることが出来る⁽⁴⁸⁾。従つてこの定数を実現すべく、教皇の意志がこの教勅の宛先であるパリ司教を経て、パリの cancellarius に伝えられた際に、教皇自身この magistris 団の一員であつただけに、cancellarius Prevostin は相当の努力をせねばならなかつたであろう。

教皇 Honorius III は、一二一八年に Matheus de Scotia を推薦した際に、上記の教勅の存在を充分に意識しながら、これにとらわれない柔軟な対応を要請した⁽⁴⁹⁾。この推薦状は、パリの三神学 magistris に宛てられている。即ち Pierre de Capoue, Guillaume de Pont d'Arche, Richard l'Anglais である。Pierre de Capoue は、ソワソン、ついでサンスの参事会員であり、一二一九年四月二五日にアンティオキアの総主教に、同時に聖ジョルジュの助祭枢機卿となつた。Guillaume de Pont d'Arche の所属した参事会は不明であるが、彼は一二一八年に、リジウの司教となつてゐる。Richard l'Anglais はリンカーンの、あるいはレスターの cancellarius か、あるいは一二二六年にローニアの archidiaconus であり、法学の regens であつた同名の人物と同一視され得る⁽⁵⁰⁾。この教皇の推薦に関与したものは、何れもパリの参事会員ではなく、しかも西欧教会内で枢要の地位につき得た人物である。パリの神学の人事は、果してこの時期に、パリの「神学部」の意志のみによつて動いていたのであろうか。

Honorius III は、一二一九年にパリの scolares に宛てて、その後の人事の基本原則ともなる書簡を送つた。この書簡によれば、誰か学生が教授資格 licentia legendi を求め、これを取得したが、その間に「当該認定権限があると認められてゐるもの」 ad quem ipsius collatio pertinere dinoscitur が死亡し、あるいは不適格者にその座 cathedra magistris, cathedra magistrals を譲つた場合た、この請求者は、「後継者」 successor の異議に拘らず、「後継者」

がそのものに、「講座運営」 *regendi regimen* を拒否するに足る障壁があることを立証しない限りは、資格を取得した後、「当該認定権限があるもの」と同じ専攻 *facultas* において、自由に講座運営が出来る⁽⁵¹⁾。

このコンテキストにおいて、資格認定の権限を有するものとは、*magister regens* を指すものと解せざるを得ない。そしてこの原則には、一二二三年の「協約」が先行する。この「協約」は、*magistri* が一定の条件のもとに推薦する候補者に対しては、*cancellarius* が *licentia* 賦与を拒否し得ぬことを規定すると同時に、特に神学については、適格性を認めたものに *licentia* を賦与する権限を、*magistri* の証言の有無に拘らず、*cancellarius* に保留⁽⁵²⁾してもいるのである。

ここに発生し得るのは、人事の二元性である。すなわち、最もノーマルな場合には、ある神学 *magister regens* が、学生の資格認定を行ない、*cancellarius* は、そのことを大多数の神学 *magistri regentes* が証言するのを待つて、資格の賦与を行なう。こうして生れた新 *magister* が、新たに *regens* としてその師の講座を約束されたとしても、他方で *cancellarius* が、独自の判断で、他の適格者に資格の賦与を行ない得たし、また *magister regens* が、その座を、勝手に不適格者に譲る場合もあり得た。こうして「講座」に複数の *magistri regentes* が存在し得たのである。

この際に、*magistri regentes* の数が限定されていることは非常な困難をもたらす。加えて、神学 *magistri* の大多数が、聖職者として、何れかの参事会員となり、*praebenda* を得るという必要条件は、人事を極度に困難なものにしたであろう。これらに対する解決は、神学講座増と *magin* 数の急増によって試みられた。一二一八年から二二一年にかけて、神学講座数は計十二に達⁽⁵³⁾した。しかも講座をもたぬ *magistri* や、二人以上の *magistri regentes* をもつ講座の出現もあり得ぬことではない。そのさなかに *Honorius III* は、トミニニコ・フランチェスコ両会のパリへの進出を積極的に助け⁽⁵⁴⁾、その結果、十二講座のうちの一は、両修道会の手に移ったのである。

一二三一年に、神学十二講座に対して、十六乃至二十人の *magistri, magistri regentes* が存在⁽⁵⁵⁾した。しかも、通常

は三人であるパリの参事会員は四人、⁽⁵⁶⁾その他はフランチェスコ会士一人、ドミニコ会士二人、⁽⁵⁷⁾その他も然るべき教会の地位と経歴とをもっている。⁽⁵⁸⁾

一二四〇年代の状況を、Glorieux は BN, mss. lat. 15652, 15702 に基づいて再現しようとした。⁽⁵⁹⁾これらは無名の一学生のノートであるが、Glorieux は仮に「この学生を Raoul de Colebrugge に擬している。この学生は、パリの参事会員で、後にトゥールの大司教となる Pierre de Lamballe の講座に属しているが、一二四五年には bachelier bibliste となり、翌年には bachelier sententiaire となり、ついで magister となった。しかし彼はついに regens になることなく、フランチェスコ会に入り、一二四九年にはオックスフォードに移った。⁽⁶⁰⁾

我々がこの Glorieux の論文で興味をひかれるのはむしろ、この学生のチューターであった、bachelier Renaud de Pouzzoles (Adam de Puteorum villa) に対してもある。彼は Pierre de Lamballe の講座の bachelier よりながら、一二四六年に、当時の cancellarius Pierre Petit の死とともに、⁽⁶¹⁾その後を襲って magister regens となる。Denife は「昇任人事問題 (Promotionstrage)」こそが、パリでは、「学部」形成の第一歩であったと考えたが、⁽⁶²⁾こうした講座にまたがる人事には、諸講座の regentes の意志疏通を次第に不可欠なものとしたかもしれない。

こうした状態は、一面では神学 magistri の繁栄を示していたとも考えられるが、これに一二四五年三月六日付教皇 Innocentius IV の書簡が水をかけた。この書簡は、パリの cancellarius Pierre Petit に宛てられたが、内容は一二三九年四月一日付バレストリーナ司教枢機卿・教皇特使 Jacobus の「パリの cancellarius Eudes de Châteauroux 宛の書簡と重複する。後者は、パリにおける学生の宿舍費の高騰防止を目的とし、「パリの magistri あらうは scholares の何人も、他人の宿舍を、その住人が、明白な悪意なしにこれを保持することを欲する限りは、借りてはならぬ」という禁令を「各講座」に公布することを命じたものである。一二四五年の教皇書簡は、これをそのまま踏襲しつつ、前記「他人の宿舍」の後に「あるいは諸講座を」 aut scolas を加え、さらに「宿舍であれ講座であれ、たまた

ま複数を持っている場合にも、それらを他人に、より高い価で貸してはならない」と付け加えた。⁽⁶³⁾ この命令は一般に、一 *magister* が単一講座を持つべきことを定めているが、講座が単一 *magister regens* しかもち得ないことを定めたものではないと解されている。⁽⁶⁴⁾ 本拙稿のはじめに掲げた大学像は、どうやら一二四五五年の教皇書簡によって始めて裏づけを得るようにも思われる。そしてこの命令の公布・実施は *cancellarius* の責任であった。

学生下宿と併記され得る *scholae* とは、如何なるものであろうか。前記一二一九年の *Honorius III* 書簡の内容と照合してみるにより、我々はこの *schola*, *cathedra magistralis* の本来的な性格に近づき得る。これらは株に他ならなかった。そして神学に関しては特に、その専門分野の特性から来る制約とともに、数の制約をうけていただけに、*cancellarius* はその人事、すなわち講座の株の処置に慎重な配慮を加えざるを得なかったであろう。

「講座」一般を対象としたこの命令の適用は、*artes* についてさしたる困難を伴い得なかったであろうが、神学には顕著な影響を及ぼした。一二四八年五月一八日に、「タルムッド」の有害宣告が、教皇使節・トウスクルム司教枢機卿やパリ司教の臨席の下に下されたが、これにたづさわった神学の *magistri* は十一名で、内訳は、フランチェスコ会士一、ドミニコ会士二、パリ *cancellarius* と参事会員それぞれ一、モーの *archidiaconus* 一、参事会員職の記載のないもの四である。⁽⁶⁵⁾ すなわち *maitres réguliers* の増加に対して、*maitres séculiers* の退潮が目立ち、後者のうち *præbenda* をもたぬものが四人もいる。⁽⁶⁶⁾ これに対して、この宣告にたづさわった教会法 *magistri* は十四人で、そのうち四人が参事会員職をもっている。⁽⁶⁷⁾ さらに他の証人五人——何れも *magistri artium* ——のうちの四人が明白に参事会員職をもっている事実は、神学の *maitres séculiers* の状況をますます異常なものに見せる。⁽⁶⁸⁾

一二五〇年までの状況は、神学についても、*magister regens* の座は株であり、従って人事については直接当事者の意向に大きな比重がかかりながら、その学問の性格上、教皇その他の意志が、その数や人選を左右し、その調整は、自身神学 *magister* でもある *cancellarius* にゆだねられていたことを示している。また一二四五—四八年に

maîtres séculiers がおかれた状態は、すでに一二五〇年以後の事件を予告する。人事という観点から「神学部」を見れば、十三世紀前半のそのあり方は、まだ萌芽的なものであったと考えざるを得ない。

(b)

パリ大学の「学部」が、独自の規定 *statuts* をもつたのは、一二五二年二月の *facultas artium* のそれが最初である。⁽⁶⁸⁾ *Facultas theologie* のそれは、一三三五―三六六年にならないと現れない。⁽⁶⁹⁾ 従って一二〇〇―五〇年にこの共同体を規制する役割を果たしたのは、一二一五年八月に、自身、かつてパリの *magister* であり、参事会員でもあった、教皇使節・枢機卿 Robert de Courçon が定めた、「大学」の他律的な規約以外にはない。⁽⁷⁰⁾ ここでは取敢えず、修学年限の規定のみを取上げる。

この規約は、まず *artes* について次のように定める。

「何人もパリにては、*artes* については、そのものの年令が二十一才〔に達する〕以前に、講義をしないこと。また講義をすべく赴く前に、少なくとも六年間、*artes* に関する講義を聞くこと。……」⁽⁷¹⁾と規定する。さらにこの規約は、

「神学者の身分について次の如く定める。何人もパリにては、そのものの年令〔が〕三十五才〔に達する〕以前には、また少なくとも八年間研究し、あるいは *scholae* にて書物〔の註解〕を忠実に聴講し、さらに学生の前で私講義〔をする〕前に五年間神学を聴講せざる限りは、講義をしないこと。……」⁽⁷²⁾と規定する。

前者の解釈に疑問の余地はない。教会法成年である十五才で何れかの *schola* に入り、六年間の就学によって、*magister artium* たり得、その時の年令は二十一才に達している。後者の解釈には疑問が多い。Denifle は、神学の *Lehrer* (doctor) たゞいは、*artes* で三年、神学で五年、計八年の就学を必要とすると解釈したが、これは Rashdall

の反論をうけた。即ち神学を専攻するに五年を定めたとすれば、これは artes の最短年限六年より短く、不自然である。従って八年間はすべて、神学の magister となるのに要する最短年限で、そのうちの三年間は、Baccalarius として過さねばならぬ。これをきつに Rashdall に付註した F. M. Powicke と A. B. Emden とが修正し、この八年を Baccalarius たるべき必要年限と解した。⁽⁷³⁾ 最近の解釈は次の如くである。⁽⁷⁴⁾ 十五才で入学した学生は、二十一才で magister artium となる。彼はただちにその資格で、二年間教育に従事し(二十三才)、⁽⁷⁵⁾ はじめて magister theologiae たりそして八年の課程の後に Baccalarius となり(三十一才)、これを約五年勤めて、⁽⁷⁶⁾ はじめて Robert de Sorbon の経歴を、この尺度で計算している。⁽⁷⁶⁾ このことは我々に重大な結論を導き出すことを許す。すなわち Robert de Courçon の規約とは、結局神学を頂点とする「大学」、artes を神学への一般教養課程としかみなさない「大学」の規約に他ならない。神学の「学生」は、すでに artes の magister であるのみならず、数年間 regens としての経験を経なければならぬ。⁽⁷⁶⁾ 一二二一年に使われた名称《Universitas magistrorum et scholarium》とは、従って、神学の教授及び学生団を指すと解することも可能となるのである。

(c)

上記の結果、仮に二二〇〇—五〇年の間に、「神学部」を統率する役職者があり得たとすれば、これはパリの cancellarius 以外にあり得ない。彼は常に神学 magistri の一人ではあったが、その同僚によって選出されていたとは考えられない。神学部長 decanus の初出は一二六四年で、⁽⁷⁷⁾ 一二六三年に cancellarius となったが故に神学の講義をはじめた Stephanus (Etienne Templier) が、職制自体の存在はそれ以前に遡り得るのである。⁽⁷⁷⁾ Glorieux は、フランチェスコ会(Alexandre de Hales)が、一二四三年四月半時の《doyen des matres regents

en theologie)であつたであろうと記したが、その根拠を明らかにしていない。⁽⁷⁸⁾

(d)

一二二二年四月二日に、教皇 Honorius III は、枢機卿・カンタベリー大司教、トロワ及びリジウ両司教に対して、「かつてパリの Universitas magistrorum et scoliarium の名で作られた印璽」の使用を禁止し、且その印璽を破棄するように命じた。この処置はパリ司教の訴えに基づくもので、当司教によれば、これは「正しく共謀あるいは陰謀と呼ばれ得ること」で、パリの magistri と scholares とは「パリの司教と cancellarius の権限を犯して、諸訴訟事件の処理のために、恣いままに裁判官を選んだ」のである。⁽⁷⁹⁾ 印璽の使用は、この争訟がローマで落着するまで、取敢えず停止され、この争訟は一二二八年まで終わらなかつた。⁽⁸⁰⁾

パリ司教・参事会の訴えと教皇側の反応とは、この事件の直接原因が、印璽権の有無に関わるものではなく、「大学」が裁判用の sigillum ad causas (sigillum ad citationes) を sigillum authenticum として使用したことにあつたとする Michaud-Quantin の解釈を支えるかも知れない。⁽⁸¹⁾ しかしこの解釈を肯定したとしても、現実に、「大学」は sigillum authenticum を持ち得なかつたし、又、その他の印璽の使用停止は、「大学」が必要とする多くの法行為を不可能としていた。教皇 Innocentius IV は、一二四六年十月三〇日に、パリの magistri et scholares の sigillum proprium の使用を、「大学」または magistri regentes の大多数の同意のない限り使用せぬことを条件として、「七年間」認めた。⁽⁸²⁾ この年にいたるまでと、この「七年間」が過ぎた後に、「大学」は如何にして各種の法行為を可能にしていたのであろうか。

一二二二年に「大学」は、その文書に「神学 magistri の sigilla」を捺した。⁽⁸³⁾ また一二五三年（一二四六年から正に七年後）一月一日に cancellarius Haimericus は、sacrae scripturae doctores の sigilla を捺した文書を出した。⁽⁸⁴⁾ 即

- de Bar (n°140).
- (95) 聖母座の magistri Philippe le Chancelier (初世の cancellarius), Etienne Berout, Guiard de Laon (後に cancellarius, n°52とn°100の同僚) ' Etienne de Cudot. 彼の同年代のトロンヌ同僚と似た Ardengus (GLOREUX, *M. T.*, n°120) をめぐり、彼は宛先で《canonicus Parisiensis》と記述されている (cf. C., n°61, 83)。
- (95) Alexandre de Hales (トロンヌの同僚) ' Roland de Crémone, Jean de Saint-Gilles (2/1111)。
- (98) Jean de Barastre 2^e doyen de Saint-Quantin; Guillaume d'Auxerre 2^e archidiacre de Beauvais; Etienne de Provins 2^e chantre de Provins; chanoine de Reims; Eudes de Chareau roux 2^e 1111-1114年を5^e、6^e、7^e、8^e、9^e、10^e、11^e、12^e年を5^e cancellarius; Simon d'Authie 2^e chanoine d'Amiens; Eudes de Chalons 2^e 1111-1114年を5^e、6^e、7^e、8^e、9^e、10^e、11^e、12^e年を5^e Dinant 2^e Théroutanne 6^e archidiacre ' 5^e Soissons 6^e chanoine? Innocentius IV 6^e chapelain やくわ' 1114-1117年を5^e cancellarius ' 同年枢機卿。 Pierre de Bar 2^e doyen de ' Tournai; Pierre Petit 2^e chanoine de Bourges ' 1114-1117年を5^e Gui d'Orchelle. 2^e Geoffroy de Poitiers 6^e praebenda 2^e 1117。 Arnould de la Pierre 6^e 2^e 不明であるが、彼は 1111-1114年を5^e トロンヌ同僚と5^e。
- (98) GLOREUX, Les années.
- (98) Pierre de Lamballe 2^e 5^e 2^e GLOREUX, *M. T.*, n°145; *M. A.*, n°653. Raoul de Colebruge 2^e 5^e 2^e Id., *M. T.*, n°145; *M. A.*, n°653; Raoul de Colebruge 2^e 5^e 2^e Id., *M. T.*, n°153; *M. A.*, n°645 et 666. 後者の記述は相互に矛盾している。
- (98) GLOREUX, *M. T.*, n°154. 2^e 5^e の人物を Renaud (Reginald) de Pouzoles と呼ぶ。 *M. A.*, n°657; Les années, p. 241. 2^e Adam de Puteorum villa と呼ぶ。 Pierre Petit 2^e 5^e 2^e 2^e 2^e 2^e (98)。(98) Pierre Petit の講座は 1111-1118年。 Guillaume de Durham が開いたもの。彼自身は Durham の chanoine。従って Pierre Petit は、その担当した講座から、#た彼の praebenda から(前注98参照)。本来ペリの cancellarius たり得ない人物である。その講座を Renaud de Pouzoles は、彼の師の生存中に継いでいる。1111-1119年の Honorius III 書簡が暗示しているような事情が介在したと見なされる。
- (98) DENIFLE, *a. a. O.*, I, S. 70; cf. RASHALL, *op. cit.*, I, p. 323, n. 1.
- (98) C., n°123 (1239, Aprilis 1): ... mandamus, quatinus inhibitionem facias generalem in scolis singulis publicandam, ut nullus magistrorum seu scholarium Parisensium alterius conductu *hospitium* [aut *scolas*], quamdiu ipsum absque manifesta malicia retinere voluerit inquilinus. C., n°139 (1245, Martii 6): ... neque *hospita vel scolas*, si forsan plura conduxerit, locet alii pro pretio canoni, ...

- (73) DENIFLE, *a. a. O.*, S. 100–102; RASHDALL, *op. cit.*, I, p. 472, and n. 1
- (74) GLEFF, *Paris and Oxford Universities in the Thirteenth and Fourteenth Centuries. An Institutional and Intellectual History*. New York, 1968, reprinted 1975, p. 164–165. C., n°201 以下は 1111 年 1 月の bachalanus (artium) なる得る年令である。
- (75) GLORIEUX, L'enseignement, p. 80 sqq. : Id., *La Sorbonne*, I, p. 19–20. この註は Gleff の年代考を採り、この年代考は十四世紀の世俗法規定の證據を以てなされてゐる。(Cf. C., n°1189).
- (76) GLORIEUX, *M. T.*, 卷 1—11150 年野史及び就出たの歴史なる magistri theologiae 及びその年代考の終十三人に對するその年代の magister artium の條を以てた痕跡のその中の三人 (Raoul Ardent, *M. T.*, n°102; Richard d'Anglais, *M. T.*, n°118; Eudes Rigault, *M. T.*, n°303. この最後の人物はトランクヘスに於ては後のルノー・ド・大園祭) をローリート (Roland de Crémone, *M. T.*, n°1, *M. A.*, n°554; Jacques de Dinant, *M. T.*, n°146, *M. A.*, n°208) とロミヌス・ド・デュラン (Guillaume de Durham, *M. T.*, n°125; *M. A.*, n°559; Raoul de Colebruge, *M. T.*, n°153; *M. A.*, n°645 et 666) による資格を授けたことに注意し、Albert le Grand, *M. T.*, n°6, *M. A.*, n°14) によつて授けたことに對して残りてゐる magister artium を授けた證據のそのうち無視する。
- (77) C., n°339 (1264, Junii 26) Cf. *id.*, n°396 (1264, Maii 26). Etienne Tempier 以下の年代は GLORIEUX, *M. T.*, n°177. 以下は 聖の執照の 1114 年 4 月 (C., n°416, 1267, Julii 7) による。
- (78) GLORIEUX, *Les années*, p. 238. Cf. *Id.*, *M. T.*, n°301.
- (79) C., n°41: . . . Parisius episcopus nobis insinuare curavit, quod magistri et scolares Parisienses fecerunt et frequenter faciunt constitutiones quasdam, que colligationes seu etiam conspirationes possunt merito appellari. . . Abutuntur quodam sigillo nomine universitatis magistrorum et scoliarum nuper facto, . . . et in ipsius episcopi et Parisiensis cancellarii prejudicium constituentes sibi pro sue voluntatis arbitrio iudices, qui causas eorum audiant et decident. Hiis et aliis modis coram vobis plenius exprimentis ipsorum episcopi et cancellarii jurisdictionem usurpent multipliciter et enerant, ac adeo inceperunt omnia pro arbitrio facere, quod nisi principis obsistatur, grava per hoc poterunt scandala suboriri, et dissolutio Parisiensis studii periculum imminere. . . Ideoque fraternitati vestre per apostolica scripta mandamus, quatinus ad locum personaliter accedatis, et . . . usum sigilli predicti auctoritate nostra inhibeatis omnino, sigillum ipsum penitus confringentes. . .
- (80) C., n°45 (1222, Maii 31); n°58 (1228, Junii 3).
- (81) MICHAUD-QUANTIN, *Universitas*, p. 301–303; G. POST, *art. cit.*, p. 50 sqq. Cf. X. 2. 28. 48.
- (82) C., n°165: . . . Nos itaque vestre devotionis precibus annuentes ut sigillum proprium pro negotiis in quibus causa

- vestre utilitatis vel honoris agitur, de quo tamen sine vestre Universitatis aut majoris partis regentium magistrorum assensu nulle littere sigillentur, usque ad septennium habere possit. . . indulgenus. . .
- (83) C., n°42: . . . In cujus rei perpetuam firmitatem presentem paginam sigillis magistrorum theologie fecimus roborari. . .
- (84) C., n°216: Omnibus presentes litteras inspecturis magister H. cancellarius Parisiensis celerique sacre scripture Parisiensis doctores, quorum sigilla presentibus litteris sunt appensa, salutem in Domino. 神学 magister 各自が有つて了た印璽にシテ付^レ 付^レ Cf. G. POST, *art. cit.* p. 55, n. 154.
- (85) C., n°1246 (1359, ante 14 Februarii), c. 1. 本史料は「神学部」が rector universitatis の優位に對して行つた抗議であり、「神学部」が「記憶になら程長い間」学部公印を持つてゐたことを主張してゐる。ちなみに「法・医学部」は何れも、一七二一年頃及び一七二四年から公印を使用してゐる。 C., n°446 (1271-72); n°451 (1274).

結 び

- 以上から一七〇〇〜五〇年のパリ大学における facultas, facultates について結論し得ることは次の通りである。
- (1) パリ大学に当時から四学部が併存してゐたとは考えられない。
 - (2) ただ「神学」についてののみは、その萌芽ともいふべき集合体が存在し、時にはこれが「大学」を代表し得た。
 - (3) 「神学」関係の集合体も、その内部に充分な共同体的規制はなく、magistri はただ「講座」schola という株を引きついでいたに過ぎない。
 - (4) この時期の「大学」は、神学者の養成を最終目的にしている司教座聖堂付参事会学校の性格を、色濃く残したものであったと考へざるを得ない。
 - (5) 「神学部」も、仮にその存在を認めるとすれば、cancellarius のコントロール下にあつたであらう。
- 我々はさらに、一七一九年頃には四学部形成の動きがあり、これが一七二〇年の紛争と大逃散の結果否定された

のではないかという推論を行なった。又、一二二七年には、神学の *magistri* とともに「二つの橋」の間にとどまることを命ぜられた「教会法」*magistri* が、初期には神学講座の枠内におかれていたのではないかという疑問も同時に提示した。

十二世紀後半に Pierre de Bois は、友人である *decanus* が、異教の著者の哲学とローマ法とに永く没頭しつつ年老いたことを責め、早く神学に進むことを勧めて云った。「汝は、主の法が、靈魂を生かす汚れなき法であることを知る」⁽⁸⁶⁾ この思考法は教会法を、教会秩序という肉体を生かす「法」として、神学と対置する可能性を秘めていると思われる。

他方我々は、一二四八年に、少くとも十四人の教会法 *magistri* がいたことを知っている。この増加は、何時始まったのであろうか。一二三七年八月四日に、教皇 Gregorius IX は、モーとラミアンの両司教に対して、パリ司教が「*cancellarius* 空位中に」*licentia regendi decretis* を賦与した件の実状調査を命じた。⁽⁸⁷⁾ このことは我々に、パリ司教が、正当な手続きを無視してまで、教会法の *magister* を作らねばならなかった事情が、当時存在していたのではないかとの疑いを抱かせる。「神学部」に関する本稿と同様な考察が、「法学部」に関しても、今後重要な課題となり得るであろう。

注

- (86) Pierre de Blois, ep. 140, P. L., t. 207, col. 416: *Scitis quia lex Domini lex immaculata est, convertens animas.* Cf. DELHAYE, *art. cit.*, p. 54-55.
 (87) C., n° 115. この事件は Philippe le Chancelier が死す (1236, Dec. 26; Cf. GLOUREUX, M. T., n° 119; C., I, p. 162, n. 1. 4) Philippe de Grève とする(誤) 'Guard de Laon なる一二三七年に *cancellarius* とする (M. T., n° 133.) 間を生じたものと想われる。

附記

本稿は、一九七五年十一月十五日、九州大学において開催された、中世哲学会第二四回大会において行った公開講演「パリ大学形成過程における *facultas*」を加筆訂正したものである。尚本稿脱稿後に、MICHAUD-QUANTIN, *Le droit universitaire au XIII^e siècle*, ds. *Septième centenaire de la mort de saint Louis. Actes des colloques de Royanmont et de Paris (21-27 mai 1970)*, Paris, 1976, p. 303-313. を参看し得たが、これによって特に本稿を修正する必要は認められなかった。

maîtres séculiers de théologie. Le recrutement des membres ne se faisait que d'après la volonté des maîtres eux-mêmes et du pape; le rôle du chancelier se bornait à confirmer et à contrôler.

b) Droit de se donner des statuts : L'Université de Paris n'avait alors qu'un statut donné par le légat pontifical Robert de Courçon (1215). Ce statut, qui n'était pas l'expression propre de l'Université, ne prévoyait qu'un cursus scolaire, celui qui conduisait à la maîtrise en théologie. Être étudiant de théologie équivalait à être, en même temps, maître ès arts. «Universitas magistrorum et scholarium» peut donc être interprété comme «Corporation des maîtres et des étudiants de théologie».

c) Droit d'élire des officiers pour régler l'application du statut : Il n'y a pas eu de la mention de doyen de théologie avant 1264. Le chancelier contrôlait la faculté, mais il n'était pas élu par les membres de cette faculté.

d) Droit d'avoir un sceau, symbole de son autonomie : Le pape Honorius III a ordonné de briser le sceau fait au nom de l'Université. L'emploi du sceau a été interdit jusqu'à 1246, mais le pape Innocent IV l'autorisa «pendant sept ans». L'Université authentifiait ses actes, jusqu'en 1246 et après cette période de «sept ans», en apposant les sceaux privés des maîtres en théologie.

Ainsi, nous pouvons conclure qu'entre 1200 et 1250, il n'y a eu, à l'Université de Paris, qu'un embryon de faculté de théologie, qui représentait elle-même parfois l'Université toute entière.

UNIVERSITÉ DE PARIS EN VOIE DE FORMATION ET FACULTAS (1200—1250)

par Hiroshi MORI

Les ouvrages récents qui concernent l'Université médiévale la définissent comme une «fédération d'écoles, dont chacune est dirigée par un maître régent, qui se fait aider par des bacheliers». En ce cas, nous pouvons nous demander quelle a été la situation juridique de la faculté, dont l'intervention n'était pas nécessaire pour former une université.

L'emploi du mot «*facultas*» dans le *Chartularium Universitatis Parisiensis*, édité par Denifle et Chatelain, montre que ce mot ne signifie, dans la plupart des cas, que la «*disciplina*»; il est accompagné très souvent par «*theologica*». Bien que l'emploi du mot au pluriel «*facultates*», qu'on trouve vers 1229, suggère qu'il y a eu provisoirement une tendance à différencier les facultés, il nous semble, par ailleurs, que cette tendance a tout de suite été étouffée.

Dans le «*concordamentum*» conclu entre l'évêque de Paris et les maîtres de l'Université (1213), les modalités de recommandation au chancelier de Paris du candidat à la maîtrise sont nettement distinctes en ce qui concerne les maîtres de théologie et de droit canonique, d'une part, et les maîtres ès arts, d'autre part. Nous pensons donc que, s'il nous est permis de supposer l'existence d'une faculté, ce ne pouvait être que celle de théologie, qui dominait toute l'Université, en gardant sa caractéristique d'école d'un chapitre cathédral du XII^e siècle.

Quant à la personnalité juridique de la faculté, nous l'avons examinée d'après les quatre exigences d'une corporation.

a) Droit de recrutement de membres par elle-même : Le nombre de chaires de maîtres régents de théologie a été limité par le pape Innocent III à huit (1207). Le pape Honorius III a supprimé la limitation (1218), et le nombre de chaires est passé à douze, dont trois ont été occupées par des maîtres réguliers. Les lettres pontificales de 1219 et de 1245, dont la dernière a établi le principe d'«une seule école par maître», nous conduisent à conclure, que les chaires de maîtres régents (c'est-à-dire les écoles) n'étaient alors que des pas de porte, dont les maîtres disposaient et qu'ils concédaient librement. Le principe d'«une seule école par maître», que le chancelier de Paris était chargé d'appliquer, a entraîné une diminution rapide du nombre des